

日本機械学会交通・物流部門

「部門一般表彰」部門貢献表彰内規

1. 部門貢献表彰の設定

交通・物流部門は部門の活性化を図る一環として部門賞とは別に、当部門の諸活動に関して顕著な成果を挙げ、貢献した個人を表彰する。

2. 被表彰者

本表彰は、被表彰者に年齢制限は設けない。ただし、過去に部門功績賞を受賞したものは対象としない。

3. 被表彰者候補の資格

原則として日本機械学会の会員とする。

4. 審査の方法

交通・物流部門運営委員会から選考を委嘱された選考委員会で被表彰者を選考し、部門運営委員会で決定する。

5. 被表彰者の人数

当該年度の被表彰者の人数は原則として2名を限度とする。

6. 表彰の方法

被表彰者が決定された場合は、速やかに部門長名で被表彰者に通知する。表彰は部門長名で行い、被表彰者に表彰状と記念品を贈る。

表彰の形式は以下のとおりとする。

日本機械学会 交通・物流部門 部門貢献表彰

表彰理由（当部門の諸活動に関して顕著な成果を挙げ、貢献した個人を表彰する。）

表彰年月日

表彰者名（表彰当日の部門長名とする。ただし、前期部門長名の場合は日本機械学会「部門一般表彰」通則により、同部門長名の前に前期会期数と西暦年数を付す。）

7. 表彰の時期と場所

原則として、翌年度開催される交通・物流部門大会において行う。

8. 内規の改訂

この内規を改定する場合は、日本機械学会「部門一般表彰」通則に従い、部門運営委員会が審議決定する。

9. 表彰の英文名称

部門貢献表彰 : Transportation and Logistics Division, Certificate of Merit for
Outstanding Activity

付則

1. この内規は、2016年3月23日 交通・物流部門運営委員会承認制定。

以上